

【令和7年度 第2回栗東市国民健康保険運営協議会 議事録（要旨）】

開催日時：令和8年1月22日（木） 14：30～15：40

開催場所：栗東市庁舎3階 談話室

出席者：被保険者を代表する委員：濱路委員、國松委員、山口委員
保険医等を代表する委員：立石委員、葛本委員
公益を代表する委員：櫻井委員、小竹委員、吉仲委員
被用者保険を代表する委員：延原委員

欠席者：小林委員

事務局職員：大西保険年金課長、山元税務課長、大橋健康増進課長、
内藤保険年金課長補佐、津田保険年金課係長

1. 市民憲章唱和

2. あいさつ

3. 議 事

(1) 協議事項

1. 令和8年度 栗東市国民健康保険税率（案）について
2. 令和8年度 国民健康保険予算（案）について

事務局

皆様、こんにちは。

本日はお忙しい中、またお寒い中、ご出席賜りまして誠にありがとうございます。
す。

定刻時間になりましたので、ただいまから令和7年度第2回栗東市国民健康保険運営協議会を開会いたします。

本日出席いただいております委員は10名中9名となっております。

小林委員より欠席のご連絡をいただいております。

運営協議会規則第8条第1項の規定による定足数を満たしておりますので、会議が成立していることをご報告いたします。

また、本会議は、栗東市附属機関等の会議の公開に関する規則第3条により公開が原則と規定されておりますが、傍聴の方はおられません。

それでは、お手元の次第に従って進めさせていただきたいと思っております。

初めに市民憲章の唱和を行います。

前文を私が朗読いたしますので、後段ご唱和をお願いします。

《市民憲章唱和》

ありがとうございました。

続きまして、開催にあたりまして、櫻井会長よりご挨拶頂戴したいと思います。
会長よろしく願いいたします。

《会長挨拶》

ありがとうございました。

次に、上山副市長よりご挨拶申し上げます。

《副市長挨拶》

ありがとうございました。

続きまして、上山副市長より、櫻井会長に対し、国民健康保険税率の改定について諮問をさせていただきます。

会長、副市長よろしく申し上げます。

《諮問》

ありがとうございました。

また恐縮ではございますが、副市長は次の公務のためこれもちまして退席をさせていただきますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

それでは、続きましてご報告をさせていただきます。

国保運営協議会委員の被用者保険代表として、令和4年より大変ご尽力をいただきました佐川様につきまして、このたび、退任の運びとなりました。

後任につきましては、前回の協議会にも代理出席いただきました延原様にお願いをいたしました。

延原様、今後ともよろしくお願いいいたします。

続きまして、本日出席をしております事務局側の職員の紹介をさせていただきます。

《事務局紹介》

なお、健康福祉部長の青木につきましては、体調不良のため欠席をさせていただいておりますので、ご了承願います。

なお、本日の会議はおおむね1時間を予定しております。

それでは議事に移ります。

協議会規則第8条第2項におきまして、会議の議長は会長があたるということになっておりますことから、櫻井会長に議長をお願いいたしますので、ここからの議事進行をよろしくお願いいいたします。

会 長

それでは円滑な議事の進行に、皆様方のご協力をよろしくお願いいいたしまして、進めさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいいたします。

それでは次第に基づきまして議事を進めてまいります。

協議事項1『令和8年度 栗東市国民健康保険税率（案）』について、事務局よりご説明いただきますようお願いいたします。

協議事項1『令和8年度 栗東市国民健康保険税率（案）について』

《事務局説明》

会 長

ありがとうございました。

それではただいま説明がありましたが、何かご質問等ございますでしょうか。わからないところがある等でも結構でございます。

皆様いかがでしょうか。

委 員

税率も段階的に上がっていくのがまだいいのかなとは思いますが。

会 長

そうですね。

いきなり上がると、かなり負担が大きいというイメージがあります。

今までも、令和6年度、令和7年度につきましても、段階的にということで、平均的に上げている状況です。

委員	<p>段階的というか、提案いただいた内容というのがベストではないかとは思いますが。</p> <p>いずれにしても税率は上がるということで、準備を踏まえて進めることは大切かと思えます。</p>
委員	<p>やはりいきなり上がってしまうよりも、少しずつ上がっていった方が家計的にも楽になると思えます。</p>
委員	<p>少しずつ上がっていくのは、物価も上がっていて、医療費そのものもだんだん上がる傾向にあるので、仕方のないことなのかなと思えます。</p>
委員	<p>そもそも、県の税率まで引き上げなきゃいけないということが前提だとは思いますが、患者さんに関わる自己負担も増える見込みなんですね。</p> <p>例えば、国民健康保険税を支払って、かつ受診される方の負担が増えるということで、収支のバランスがどうなのか、というのがちょっとよくわからなくて。</p> <p>同じ税率まで上げなきゃいけないというところまで進んでいるだけなのかなというか、中身がちょっと見えてこなくて、上げる目的はそもそも何なのかをお聞かせいただきたいのですが。</p>
会長	<p>事務局どうでしょう。</p> <p>税率が上がる理由、標準保険税率にしていかなければならないという理由ということですけども。</p>
事務局	<p>税率が上がる理由につきましては、診療報酬だけではなく、加入者の高齢化や医療の高度化が進み、1人あたりにかかる費用が増えることで、患者さんの自己負担も増えますが、その分健康保険の負担が増えるということがあります。</p> <p>また保険税率を合わせないといけない理由が、国の方針でもあるのですが、国民健康保険の都道府県化というものが進められたことです。</p> <p>今まで国民健康保険は市町村単位で運営しておりましたが、平成30年から県も保険者として、共に運営していこうという形に変わりました。</p> <p>この理由なのですが、特に小規模自治体だった場合、高額な医療費のかかる方がおられました場合、その影響がかなり大きく出てしまい、財政面に問題が生じてしまう。</p> <p>そのため保険者の規模を大きく、滋賀県の場合ですと19市町一つの保険者として運営することで、例えばどこかの市で医療費が急に増えた場合でも、他の18市町で補うことにより、その急な影響を抑えていこうというもので、保険税率も一つの保険者なのだから合わせていこうというところが根底にあります。</p> <p>また保険税率だけではなく、例えば保健事業の内容なども合わせていこうという動きはあるのですが、同じ給付水準にするのであれば、保険税の負担も滋賀県のどこの市町に住んでいたとしても同じにしようというものがあまして、滋賀</p>

<p>委員</p>	<p>県では、目標として令和9年度の保険税率の統一を進めております。</p> <p>なお、すでに大阪府と奈良県につきましては、令和6年度に保険料率の統一が完了しており、国ではそれをもっと拡大したいところだと思います。</p> <p>保険料率を上げるというのがもう決まっている前提ですので、致し方ないのかもしれませんが、加入者の方、保険税を支払う方にとっては、結構な上昇だなという気がしました。</p> <p>あとこのシミュレーションなのですが、令和8年度の3パターンの値が書かれているのですが、それぞれを選択した場合に、令和9年度はこうなるという資料があれば、もう少し説得力が出るというか、わかりやすい資料になるのかなと思います。</p> <p>あとは令和9年度、何があるかわからないっていうところで、比例水準のまま上がっていくというので大丈夫なのかなというのもちよっと気になりました。</p>
<p>会長</p>	<p>そのあたりいかがでしょうか。</p> <p>この令和9年度の想定額ですが、これはあくまでも現時点の額ですよ。</p>
<p>事務局</p>	<p>令和9年度想定額につきましては、県の令和8年度標準税額からの伸びを3%と見込み計算した数値となっております。</p> <p>この3%の根拠なのですが、先ほどお話ししました、滋賀県で一つの保険者として見ている中で、滋賀県の方でも基金の積立をいただいているところです。</p> <p>医療費の伸び、診療報酬の改定など、何か様々な要因によってこの標準税額は変わる可能性があるのですが、基金の活用などにより、なるべく1年で急増にならないよう、影響を減らそうという流れになると思います。</p> <p>それで補えない場合、3%増ではなくて5%増になったり、それ以上になったりということはあるかと思うのですが、そういったことがなければ、来年度3%増を見込んで進めていこうということで、県内19市町の見解が統一されているところです。</p> <p>その目標に向けて、令和9年度のゴールが決まっている形になりますので、引き上げ額の差は載せてないのですが、令和8年度をおおむね等間隔のステップとして、令和9年度のゴールにたどりつく計算をさせていただいております。</p>
<p>委員</p>	<p>保険税が統一されるというのは、前から私は賛成というか、あっちの町に行ったら安い、こっちの町に行ったら高いとかというのは、やっぱりなくすべきだと思っておりましたし、税率が上がるのは困るのですけれども、医療費もたくさん使っておりまして、私自身も毎週治療をしている中で、税金を使わせていただいているという気持ちからジェネリック医薬品を使っておりますけれど、そういう点も含めて、全体的に出来るだけ負担のないように上げていただかないと仕方ないのかなと思います。</p> <p>それと一つ、繰越金が令和9年度から税率引き下げ目的では使えないというの</p>

	<p>がなぜかということだけ教えていただけますか。</p>
事務局	<p>令和9年度には、保険税率をもうこの率でいくと決まってしまうものになりまして、例えば令和9年度に7.55%と標準税率が出た場合は、もうこの数字に合わせないといけないというものになります。</p> <p>今までだと繰越金を1,000万円投入して7.45%にするということが市町の裁量で出来ていたのですが、税率を統一することになりますと、率の引き下げ目的としては、率が決まっているので使えなくなってしまいます。</p>
委員	<p>令和8年度から子ども・子育て支援納付金の分が上がりますが、このお金は、どういう形で活用されるのでしょうか。</p>
事務局	<p>子ども・子育て支援納付金で集めたお金の使い道なのですが、こちらは国に吸い上げられるものになります。</p> <p>国の方でどういう政策に使われるかなんですが、抜粋で申し訳ないのですが、例えば児童手当の拡充として、所得制限が撤廃されたり、高校生まで延長されたり、第3子の金額を増やしたりといったものとかが、あるいは令和7年度から始まっているようなのですが、妊婦の方の出産時に10万円の給付に充てられたりですとか、育児中に時短勤務をする方に賃金の10%を支給するという制度に使われたり、と他にもいろいろありますが、こども家庭庁が出している資料の抜粋で申し訳ないのですが、そういった制度の費用として使われることになります。</p>
委員	<p>その財源をもっと増やすために、この保険税に上乗せしようというものになるのですか。</p> <p>市民というか国民に対して負担が増えてくるのではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>はい、令和9年度、令和10年度と額が上がり、負担は増えることになるのですが、例えば先ほど児童手当の拡充というのを申し上げましたが、逆にお子様がおられる世帯の方にとっては、その分得られるものも大きくなるかとは思いますが。</p>
委員	<p>ちょっと独り言として聞いてください。</p> <p>いろんなことを、住みやすく、手当を増やしていただくというのはいいことなのですが、どこかでやはりそれを住民が負担をしていかないと、湧いてくるお金ではないということも、もう少し住民たちも知っておかないと、何でもやってくれやってくれというばかりではなく、それは全部自分達に返ってくるということも、少し勉強しておかないといけないかなと思います。</p>
会長	<p>私の方から一つよろしいですか。</p> <p>今のご意見に関連してですけれども、子ども・子育て支援分というのは、あく</p>

事務局	<p>までも今までは国でやっていたものの負担を、広く国民が負担していこうということへの切り替えになるのでしょうか。</p> <p>税金で賄ってきたものではなく、福祉予算の中から出されていたものを、財源を公平に集めて、子育て世帯にお金を持っていくために、この新たな仕組みは出来たのでしょうか。</p> <p>おそらく今行われている施策は税金の中で賄ってきていると思うのですが、この子ども・子育て支援金制度を新たに設けることによって、社会保険料に上乗せをして徴収するという形に切り替えていくことになるかと思いますので、国の説明では全世代から徴収をして、子育て世帯を支える新しい分かち合いの連帯の仕組みという形の説明になっています。</p>
会 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>他に何かございませんか。</p>
事務局	<p>補足させていただきますと、今現在、もうすでに子ども子育てに係るいろんな制度を国が中心に実施しているとは思いますが、今回のこの支援金制度がさらにその財源になってくるということで、今やっている制度の補填というだけではなくて、さらにそれを拡充していこうという流れの中での制度となっております。</p> <p>例えば先ほど児童手当の話がありましたが、高校生までの拡充になってないところを高校生まで広げていきましようとか、それから「こども誰でも通園制度」という幼児の方に対する通園制度など新しい制度の導入といった、拡充の部分にこの財源を充てていこうと、それを全世代の方で負担していきましようということから創設され、国保にも適用されるものです。</p> <p>決して今の制度の事業を、財源がないからこれで穴埋めするということではなく、さらにそれを拡充していくところにも財源が使われるものです。</p>
会 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>こちらは諮問をいただいた事項でございます。</p> <p>もう質問等がなければ、取りまとめさせていただきたいと思うのですがよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">《異議なし》</p> <p>それでは委員の皆様からいただきました項目も含めまして、事務局の方で整理をいただいた上で、答申書におまとめをいただけるのでしょうか。</p> <p>会議が終わりましたら、副市長の方に職務代理者と2人で答申をしていきたいと思っておりますがよろしいでしょうか。</p>

	<p style="text-align: center;">《異議なし》</p> <p>文面の内容等につきましては事務局の方で整えていただければと思いますのでよろしく願いいたします。</p> <p>それでは次に移らせていただきます。</p> <p>協議事項2『令和8年度 国民健康保険予算（案）』について、事務局より説明をよろしく願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">協議事項2『令和8年度 国民健康保険予算（案）について』</p> <p style="text-align: center;">《事務局説明》</p>
会 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それではご質問等ございましたらお受けいたします。</p>
委 員	<p>子ども・子育て支援金について、歳入より歳出の方が多くなっていますけども、こちらはどのようなことですか。</p>
事務局	<p>子ども・子育て支援金の税収と県に納める納付金に差がある点につきまして、歳入においては税収以外に、軽減措置を受けられた世帯に対する軽減分が、国あるいは県から基盤安定交付金として一部入ってきますので、税収以外でも補っているものになります。</p>
委 員	<p>国民健康保険税の医療給付費現年分が前年比較で大きく下がっています。</p> <p>保険給付の療養給付費とかの支払いは、医療単価とかが上がっていて増額になるのは分かるのですが、歳入面で保険税の医療給付費現年分が下がっている理由をもう一度お願いできますか。</p>
事務局	<p>一番の大きな要因が被保険者数の減少によるものです。</p> <p>所得自体は全体的に上がっているのですが、それ以上に被保険者数の減少の影響が大きく、ここ数年、毎年5%以上減っている状況です。</p> <p>そのため、医療給付分だけではなく後期高齢者支援金分、介護納付金分も収入額は減っております。</p> <p>ただその分、県に納める納付金、医療給付分とか後期高齢者支援金分、介護納付金分も金額が減っており、実際に入ってくる金額が少ないので、納める納付金も減っているという形になります。</p>
委 員	<p>お聞きするというわけではないのですが、先ほどもおっしゃっていただいたジェネリック医薬品への移行も80%届いているかどうかぐらいで、利用率も上げて</p>

<p>会 長</p>	<p>いかなきゃいけないというところも含め、制度の説明をさせていただき上で、皆さんの保険料の負担が上がらないように、といった話を結構しています。</p> <p>健康保険が未来も続くように、後発品とか、選定療養費など、説明をさせてもらっているのですが、そこに関係なく、税率を揃えるために保険料が上がっている。</p> <p>多分その説明をしてくれと言われても誰もできないと思うんです。</p> <p>こういう理由で値段が上がるから仕方がないというのを、きちんと説明してもらって、安心して医療が行える状況を作っていただきたいなと思いました。</p> <p>ちょっとよろしいですか。</p> <p>歳入のところ、出産育児一時金繰入金ですがこれはもうなくなるということで、制度がなくなるということでお聞きしたんですけども、「子ども・子育て支援金」の方から、出産育児一時金が負担されるということになるのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>国の施策ですので、はっきりとは申し上げにくいのですが、出産育児一時金は1人当たり50万円が支給されるのですが、こちらは早く令和9年度から保険適用とするよう国の方で進められています。</p> <p>ただ保険適用にされる場合は、この子ども・子育て支援金ではなく、医療給付費の方に入ってくるのではないかなと思います。</p> <p>そのため保険適用になると、医療給付費分の税率が上がる可能性があると考えております。</p> <p>※補足：出産育児一時金の財源について、これまで3分の2が地方交付税措置、3分の1弱が保険税（医療分）、ごく一部が国の出産育児交付金で賄われていましたが、令和8年度より地方交付税措置が廃止となり、大部分を保険税（医療分）で賄う必要があります。</p> <p>そのため、保険適用になると医療分の税率が上がる、と説明いたしましたが、令和8年度から医療分の税率が上がる（ただし滋賀県では県の剰余金を投入するため令和8年度は影響なし）とすべきで、また現状では子ども・子育て支援金は出産育児一時金に使われない見込みである、が正しい回答となります。</p>
<p>会 長</p> <p>事務局</p>	<p>出産育児一時金というのは、もうなくなるということになるのでしょうか。</p> <p>こども家庭庁で加速化プランの中の一環として、出産育児一時金が令和5年に42万円から50万円に引き上げられましたが、今回の出産育児一時金の繰入金の廃止は、国の財源確保などの別の理由ではないかと思われまます。</p> <p>また保険適用となった場合、出産される方への給付自体がなくなることはないと思いますが、給付方法や、給付の規模が今までと同じ50万円ぐらいになるのかはまだわからない状況です。</p>

<p>会 長</p>	<p>ありがとうございます。 他にご意見はないでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">《意見無し》</p>
<p>会 長</p>	<p>それではこれで協議会を終了させていただきたいと思います。 議事の進行につきまして、皆様からご意見等いただき、ありがとうございました。</p> <p>これをもちまして終了とさせていただきます。 このあと答申書の方を事務局でまとめていただき、すり合わせいたしまして、 会長と職務代理者で副市長にお持ちしたいと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>ありがとうございました。 委員の皆様には長時間にわたりまして、慎重なご協議を賜り誠にありがとうございました。</p> <p>また櫻井会長には円滑に議事進行いただきましてありがとうございました。 委員の皆様からいただいたご意見等につきましては、今後の国保運営に活かしてまいりたいと考えておりますので、今後ともどうぞよろしく願いいたします。</p> <p>それでは閉会にあたりまして職務代理者の小竹委員よりご挨拶をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">《職務代理者挨拶》</p> <p>ありがとうございました。 これをもちまして、国民健康保険運営協議会を閉会させていただきます。 なお次回は、来年度の令和8年7月の開催を予定しておりますのでまたお時間頂戴できればと思いますので、すいませんがよろしくお願い致します。</p> <p>もし庁舎の立体駐車場を利用された方がおられましたら、無料化処理をさせていただきますので、申出いただきたいと思います。</p> <p>本日は誠にありがとうございました。</p>